FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

ライフプランニング・リタイアメントプランニング 解答・解説集

50問

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-14 版（元データ 4cb18a2）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 問題文と選択肢は、同じ課目の「問題集」に載せています。解答・解説集の選択肢の記号（A〜D）は、問題集と同じです。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

正答一覧 …… 5

第1問	life-001	6つの係数	6
第2問	life-002	公的年金（繰下げ受給）	7
第3問	life-003	6つの係数（年金現価係数）	7
第4問	life-004	公的年金（繰上げ受給）	8
第5問	life-005	健康保険の任意継続被保険者	9
第6問	life-006	健康保険の傷病手当金	10
第7問	life-007	6つの係数（減債基金係数）	11
第8問	life-008	住宅ローン（元金均等返済）	11
第9問	life-009	老齢基礎年金の年金額（免除期間）	12
第10問	life-010	国民年金保険料の追納	13
第11問	life-011	6つの係数（終価係数）	14
第12問	life-012	6つの係数（年金終価係数）	15
第13問	life-013	遺族基礎年金	16
第14問	life-014	障害基礎年金（1級の年金額）	17
第15問	life-015	付加年金	17
第16問	life-016	雇用保険（基本手当の受給要件）	18
第17問	life-017	後期高齢者医療制度	19
第18問	life-018	介護保険の被保険者	20
第19問	life-019	住宅ローンの繰上げ返済	21
第20問	life-020	iDeCoの掛金と所得控除	21
第21問	life-021	6つの係数（現価係数）	22
第22問	life-022	健康保険の出産手当金	23
第23問	life-023	健康保険の埋葬料	24
第24問	life-024	国民年金の第3号被保険者	25
第25問	life-025	寡婦年金	26
第26問	life-026	死亡一時金	27
第27問	life-027	労災保険の休業補償給付	27
第28問	life-028	付加保険料と国民年金基金	28
第29問	life-029	老齢基礎年金の受給資格期間	29
第30問	life-030	キャッシュフロー表（将来の生活費）	30
第31問	life-031	厚生年金保険の被保険者（年齢）	30
第32問	life-032	遺族厚生年金の額	31
第33問	life-033	雇用保険の育児休業給付金	32
第34問	life-034	健康保険の保険料の負担	32
第35問	life-035	国民年金の学生納付特例	33

第36問 life-036 労災保険の通勤災害 34
第37問 life-037 健康保険の一部負担金（70歳以上） 35
第38問 life-038 確定拠出年金の老齢給付金（受給開始の要件） 36
第39問 life-039 可処分所得 37
第40問 life-040 雇用保険の基本手当の所定給付日数 37
第41問 life-041 雇用保険の適用除外（所定労働時間） 38
第42問 life-042 老齢厚生年金の加給年金額 39
第43問 life-043 厚生年金保険の標準賞与額 40
第44問 life-044 健康保険の保険者 40
第45問 life-045 国民年金の任意加入被保険者 41
第46問 life-046 国民年金保険料の納付期限 42
第47問 life-047 障害基礎年金の保険料納付要件 43
第48問 life-048 遺族の必要保障額 44
第49問 life-049 雇用保険の基本手当の受給期間 44
第50問 life-050 厚生年金保険の保険料 45

正答一覧　ライフプランニング・リタイアメントプランニング

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	life-001	**C**	26	life-026	**A**
2	life-002	**C**	27	life-027	**B**
3	life-003	**B**	28	life-028	**C**
4	life-004	**A**	29	life-029	**A**
5	life-005	**D**	30	life-030	**B**
6	life-006	**C**	31	life-031	**B**
7	life-007	**B**	32	life-032	**D**
8	life-008	**D**	33	life-033	**A**
9	life-009	**B**	34	life-034	**C**
10	life-010	**A**	35	life-035	**D**
11	life-011	**B**	36	life-036	**A**
12	life-012	**C**	37	life-037	**B**
13	life-013	**A**	38	life-038	**C**
14	life-014	**C**	39	life-039	**D**
15	life-015	**A**	40	life-040	**A**
16	life-016	**D**	41	life-041	**A**
17	life-017	**B**	42	life-042	**B**
18	life-018	**D**	43	life-043	**D**
19	life-019	**A**	44	life-044	**C**
20	life-020	**C**	45	life-045	**A**
21	life-021	**D**	46	life-046	**D**
22	life-022	**B**	47	life-047	**B**
23	life-023	**A**	48	life-048	**C**
24	life-024	**C**	49	life-049	**B**
25	life-025	**D**	50	life-050	**D**

課目3　ライフプランニング・リタイアメントプランニング　解答・解説（50問）

第1問　life-001　ライフ・6つの係数

正答 C　1,113,300円

今ある元本を運用しながら、毎年一定額を受け取る（取り崩す）ときは資本回収係数を使います。1,000万円 × 0.11133 ＝ 1,113,300円です。

計算・判断の手順

1. 「現在の元本 → 毎年の受取額」を求めるので、資本回収係数を使います。
2. 10,000,000円 × 0.11133 ＝ 1,113,300円

選択肢ごとの説明

× **A**　913,300円
減債基金係数（目標額を貯めるために毎年積み立てる額を求める係数）を使った誤りです。

× **B**　1,000,000円
運用益を考えずに、1,000万円を10年で単純に割っています。

○ **C**　1,113,300円
これが正解です。

× **D**　1,218,990円
10年後の元利合計（1,000万円 × 1.21899 ＝ 12,189,900円）を10年で割っています。取り崩しの計算には使えません。

あわせて覚えたいポイント

- 終価係数：元本 → 将来の元利合計　／　現価係数：将来の目標額 → 今必要な元本
- 年金終価係数：毎年の積立額 → 将来の元利合計　／　減債基金係数：将来の目標額 → 毎年の積立額
- 年金現価係数：毎年の受取額 → 今必要な元本　／　資本回収係数：今の元本 → 毎年の受取額
- 資本回収係数 ＝ 減債基金係数 ＋ 利率 の関係があります（0.09133 ＋ 0.02 ＝ 0.11133）。

根拠と基準日

- **複利計算（資本回収係数）**（法令ではなく数学的な関係です。資本回収係数 ＝ r ÷ {1 − (1 + r)^(−n)}。r＝0.02、n＝10 で 0.111327… ≒ 0.11133。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問 life-002 ライフ・公的年金（繰下げ受給）

正答 C　25.2%

繰下げの増額率は「0.7% × 繰下げた月数」です。36か月なので、0.7% × 36 ＝ 25.2%です。

計算・判断の手順

1. 繰下げの月数：65歳到達月から68歳到達月の前月まで ＝ 36か月
2. 増額率：0.7% × 36か月 ＝ 25.2%

選択肢ごとの説明

× A　8.4%
繰下げの期間を1年（12か月）として計算しています。

× B　14.4%
繰上げの減額率（1か月あたり0.4%）と混同しています。

○ C　25.2%
これが正解です。

× D　42.0%
70歳まで（60か月）繰り下げた場合の増額率です。

あわせて覚えたいポイント

- 1952年4月2日以後に生まれた人は、75歳まで（最大120か月）繰り下げることができ、増額率は最大84%です。ただし、1952年4月1日以前に生まれた人や、2017年3月31日以前に受給権が発生した人は、繰下げの上限が70歳（受給権が発生してから5年後）までとなり、増額率は最大42%です。
- 繰上げの減額率は、1962年4月2日以後に生まれた人は1か月あたり0.4%（最大24%）です。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、別々に繰り下げることができます。

根拠と基準日

- 国民年金法 第28条（支給の繰下げ）
- 国民年金法施行令 第4条の5（繰下げによる加算額（1か月あたり1,000分の7、上限120か月））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問 life-003 ライフ・6つの係数（年金現価係数）

正答 B　16,638,060円

毎年一定額を受け取るために今必要な元本は、年金現価係数で求めます。120万円×13.86505＝16,638,060円です。

計算・判断の手順

1. 「毎年の受取額 → 今必要な元本」を求めるので、年金現価係数を使います。
2. 1,200,000円 × 13.86505 ＝ 16,638,060円

第3問（life-003）の続き

選択肢ごとの説明

× A　15,504,300円
現価係数を使って「120万円 × 0.86135 × 15年」と計算しています。

○ B　16,638,060円
これが正解です。

× C　18,000,000円
運用益を考えずに、120万円 × 15年としています。

× D　19,316,280円
年金終価係数（毎年積み立てたときの将来の元利合計）を使っています。

あわせて覚えたいポイント

- 年金現価係数と資本回収係数は、逆数の関係にあります。
- 運用しながら取り崩すため、必要な元本は単純な合計（1,800万円）より少なくなります。

根拠と基準日

- 複利計算（年金現価係数）（法令ではなく数学的な関係です。年金現価係数 ＝ {1 − (1 + r)^(−n)} ÷ r。r＝0.01、n＝15 で 13.86505。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問　life-004　ライフ・公的年金（繰上げ受給）

正答 A　**14.4%**

1962年4月2日以後に生まれた人の繰上げの減額率は、1か月あたり0.4%です。0.4%×36か月＝14.4%です。

計算・判断の手順

1. 減額率 ＝ 0.4% × 繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数
2. 0.4% × 36か月 ＝ 14.4%

選択肢ごとの説明

○ A　14.4%
これが正解です。

× B　18.0%
1962年4月1日以前に生まれた人の減額率（1か月あたり0.5%）で計算しています。

× C　24.0%
60歳0か月で繰り上げた場合（60か月）の減額率です。

× D　25.2%
繰下げの増額率（1か月あたり0.7%）で計算しています。

あわせて覚えたいポイント

- 繰上げによる減額率は、一生変わりません。

第4問（life-004）の続き

根拠と基準日

- 国民年金法 附則第9条の2第1項・第4項（老齢基礎年金の支給繰上げ）
- 国民年金法施行令 第12条第1項（減額率は千分の四×繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　life-005　ライフ・健康保険の任意継続被保険者

正答 D　**資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、資格喪失日から20日以内に申し出ることで、最長2年間加入できる。**

任意継続被保険者になれるのは、継続して2か月以上被保険者だった人です。資格喪失日から20日以内に申し出る必要があり、加入できるのは最長2年間です。

計算・判断の手順

1. 加入の要件：資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったこと
2. 申出の期限：被保険者の資格を喪失した日から20日以内
3. 加入できる期間：任意継続被保険者になった日から2年を経過するまで

選択肢ごとの説明

× A　資格喪失日の前日まで継続して1年以上、被保険者であったことが必要である。
必要なのは「継続して2か月以上」です。

× B　資格喪失日から3か月以内に申し出ればよい。
申出の期限は、資格喪失日から20日以内です（正当な理由があると保険者が認めた場合を除く）。

× C　任意継続被保険者でいられる期間は、最長5年である。
加入できる期間は最長2年です。

○ D　資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、資格喪失日から20日以内に申し出ることで、最長2年間加入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 任意継続被保険者は、本人の希望により申し出て、資格を喪失することもできます。
- 退職後の医療保険には、任意継続のほかに、国民健康保険への加入や家族の健康保険の被扶養者になる方法があります。

根拠と基準日

- 健康保険法 第3条第4項（任意継続被保険者の定義（喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった者））
- 健康保険法 第37条第1項（資格喪失日から20日以内の申出）
- 健康保険法 第38条第1号（任意継続被保険者となった日から2年を経過したときは資格を喪失）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問 life-006 ライフ・健康保険の傷病手当金

正答 C **傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガについて、支給を始めた日から通算して1年6か月間である。**

傷病手当金は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から支給され、支給期間は支給を始めた日から通算して1年6か月間です。

計算・判断の手順

1. 支給の開始：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から（健康保険法 第99条第1項）
2. 1日あたりの額：直近12か月の標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額（同条第2項）
3. 支給期間：同一の疾病・負傷について、支給を始めた日から通算して1年6か月間（同条第4項）

選択肢ごとの説明

× A　傷病手当金は、仕事を休み始めた日（労務に服することができなくなった日）から支給される。
支給は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）からです。最初の3日間は支給されません。

× B　傷病手当金の1日あたりの額は、支給開始日以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の、3分の1に相当する金額である。
1日あたりの額は、30分の1に相当する額の「3分の2」です。

○ C　傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガについて、支給を始めた日から通算して1年6か月間である。
これが正解です。

× D　任意継続被保険者も、在職中の被保険者と同じ要件で傷病手当金を受けられる。
健康保険法 第99条第1項は、傷病手当金の対象となる被保険者から任意継続被保険者を除いています。

あわせて覚えたいポイント

- 支給期間は、途中で仕事に復帰した期間があっても、支給を始めた日から「通算して」1年6か月間です。

根拠と基準日

- 健康保険法 第99条第1項（被保険者（任意継続被保険者を除く）が療養のため労務に服することができないときは、その日から起算して3日を経過した日から支給）
- 健康保険法 第99条第2項（1日につき、直近の継続した12月間の標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額）
- 健康保険法 第99条第4項（支給期間は、支給を始めた日から通算して1年6月間）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　life-007　ライフ・6つの係数（減債基金係数）

正答 B　456,650円

将来の目標額から毎年の積立額を求めるときは、減債基金係数を使います。

計算・判断の手順

1. 使う係数：減債基金係数（将来の目標額 → 毎年の積立額）
2. 毎年の積立額：500万円 × 0.09133 ＝ 456,650円

選択肢ごとの説明

× A　410,175円
目標額を現価係数で今の価値に直してから10で割った誤りです（500万円 × 0.82035 ÷ 10 ＝ 410,175円）。積み立てたお金も運用されるため、この計算は使えません。

○ B　456,650円
これが正解です。

× C　500,000円
運用益を考えずに、目標額を10年で割った誤りです（500万円 ÷ 10 ＝ 50万円）。

× D　556,650円
資本回収係数を使った誤りです（500万円 × 0.11133 ＝ 556,650円）。資本回収係数は、今ある元本を取り崩すときに毎年受け取れる額を求める係数です。

あわせて覚えたいポイント

- 減債基金係数は年金終価係数の逆数です（1 ÷ 10.94972 ≒ 0.09133）。
- 資本回収係数 ＝ 減債基金係数 ＋ 利率 の関係があります（0.09133 ＋ 0.02 ＝ 0.11133）。

根拠と基準日

- 複利計算（減債基金係数）（法令ではなく数学的な関係です。減債基金係数 ＝ r ÷ {(1 ＋ r)^n − 1}。r＝0.02、n＝10 で 0.091326… ≒ 0.09133。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　life-008　ライフ・住宅ローン（元金均等返済）

正答 D　136,000円

元金均等返済では、毎月の元金の返済額が一定で、利息はその時点の借入残高にかかります。第1回は借入残高が最も多いため、返済額も最も多くなります。

計算・判断の手順

1. 毎月の元金：3,600万円 ÷ 360回 ＝ 10万円
2. 第1回の利息：3,600万円 × 1.2% ÷ 12 ＝ 3万6,000円
3. 第1回の返済額：10万円 ＋ 3万6,000円 ＝ 13万6,000円

第8問（life-008）の続き

選択肢ごとの説明

× A　100,000円
元金の部分だけで、利息を加えていない誤りです。

× B　118,050円
元金均等返済の360回の返済額を平均した額です（総返済額 4,249万8,000円 ÷ 360回）。第1回の返済額ではありません。

× C　119,127円
元利均等返済で借りた場合の毎月の返済額（約119,127円）です。設問は元金均等返済です。

○ D　136,000円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 元金均等返済は、返済が進むと借入残高が減り、利息と返済額が少しずつ減ります。
- 同じ条件では、元金均等返済のほうが元利均等返済より総返済額は少なくなりますが、返済開始当初の返済額は多くなります。

根拠と基準日

- 返済方法の定義（元金均等返済）（法令ではなく、返済方法の計算上の定義です。元利均等返済の毎月の返済額は、借入額 × 月利 ÷ {1 − (1 ＋ 月利)^(−回数)} で計算しています。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問　life-009　ライフ・老齢基礎年金の年金額（免除期間）

正答 B　**444/480**

全額免除期間は、その月数の2分の1が年金額に反映されます。学生納付特例の期間は、追納しなければ年金額には反映されません。

計算・判断の手順

1. 保険料納付済期間：432月 → そのまま反映
2. 全額免除期間：24月 × 1/2 ＝ 12月（国民年金法 第27条第8号）
3. 学生納付特例の期間：年金額の計算から除く（同号のかっこ書き）
4. 割合：(432 ＋ 12) ÷ 480 ＝ 444/480

第9問（life-009）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　432/480
全額免除期間を年金額に反映していない誤りです。全額免除期間は、その月数の2分の1が反映されます。

○ **B**　444/480
これが正解です。

✕ **C**　456/480
学生納付特例の期間も、全額免除と同じく2分の1を反映した誤りです（432 ＋ 12 ＋ 12 ＝ 456）。学生納付特例の期間は、追納しなければ年金額に反映されません。

✕ **D**　480/480
免除期間と学生納付特例の期間を、納付済期間と同じに扱った誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 免除や学生納付特例を受けた保険料は、承認を受けて追納すると、追納した月の保険料が納付されたものとみなされます（国民年金法 第94条第4項）。
- 本問は、免除期間・学生納付特例の期間がすべて2009年4月以後である前提で計算しています。

根拠と基準日

- 国民年金法 第27条（老齢基礎年金の額。保険料全額免除期間（第90条の3第1項〔学生納付特例〕の規定によるものを除く）の月数の2分の1に相当する月数を算入（第8号））
- 国民年金法 第5条第3項（保険料全額免除期間の定義（第89条第1項・第90条第1項・第90条の3第1項による免除を含む））
- 国民年金法 第90条の3第1項（学生等である被保険者の保険料の納付を要しないものとする（学生納付特例））
- 国民年金法 第94条第4項（追納が行われたときは、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問　life-010　ライフ・国民年金保険料の追納

正答 A　**追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間の保険料である。**

免除や学生納付特例を受けた保険料は、厚生労働大臣の承認を受けて、承認の日の属する月前10年以内の期間の分を追納できます。

計算・判断の手順

1. 追納の対象：法定免除・申請免除・学生納付特例などで納付を要しないとされた保険料（国民年金法 第94条第1項）
2. 期間：承認の日の属する月前10年以内の期間に係るもの（同項）
3. 対象者：被保険者または被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く）（同項）

第10問（life-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間の保険料である。
これが正解です。

× **B**　追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前5年以内の期間の保険料である。
追納できる期間は10年以内です。

× **C**　老齢基礎年金の受給権者であっても、追納することができる。
第94条第1項は、追納できる者から老齢基礎年金の受給権者を除いています。

× **D**　学生納付特例の期間の保険料は、追納することができない。
学生納付特例（第90条の3第1項）の期間の保険料も、追納の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 一部だけ追納するときは、学生納付特例の期間の保険料から先に追納し、その中では先に経過した月の分から順に行います（第94条第2項。ただし書の例外があります）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第94条第1項（厚生労働大臣の承認を受け、承認の日の属する月前10年以内の期間に係る保険料を追納できる（老齢基礎年金の受給権者を除く））
- 国民年金法 第94条第2項（一部につき追納するときの順序）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問　life-011　ライフ・6つの係数（終価係数）

正答 B　**4,031,760円**

今ある元本を複利で運用したときの将来の元利合計は、終価係数を使って求めます。

計算・判断の手順

1. 使う係数：終価係数（元本 → 将来の元利合計）
2. 元利合計：300万円 × 1.34392 ＝ 4,031,760円

選択肢ごとの説明

× **A**　2,232,270円
現価係数を使った誤りです（300万円 × 0.74409）。現価係数は、将来の目標額から今必要な元本を求める係数です。

○ **B**　4,031,760円
これが正解です。

× **C**　3,900,000円
単利で計算した誤りです（300万円 × (1 ＋ 0.03 × 10)）。

× **D**　34,391,640円
年金終価係数を使った誤りです（300万円 × 11.46388）。年金終価係数は、毎年同じ額を積み立てたときの将来の元利合計を求める係数です。

第11問（life-011）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 終価係数と現価係数は逆数の関係です（1 ÷ 1.34392 ≒ 0.74409）。

根拠と基準日

- **複利計算（終価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。終価係数 ＝ (1 ＋ r)^n。r＝0.03、n＝10 で 1.343916… ≒ 1.34392。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問　life-012　ライフ・6つの係数（年金終価係数）

正答 C　4,150,420円

毎年同じ額を積み立てたときの将来の元利合計は、年金終価係数を使って求めます。

計算・判断の手順

1. 使う係数：年金終価係数（毎年の積立額 → 将来の元利合計）
2. 元利合計：24万円 × 17.29342 ＝ 4,150,420.8円 → 4,150,420円

選択肢ごとの説明

× **A**　3,083,822円
年金現価係数を使った誤りです（24万円 × 12.84926）。年金現価係数は、毎年の受取額から今必要な元本を求める係数です。

× **B**　3,600,000円
運用益を考えずに、積立額を合計した誤りです（24万円 × 15年）。

○ **C**　4,150,420円
これが正解です。

× **D**　4,845,132円
積立額の合計（360万円）に終価係数を掛けた誤りです（360万円 × 1.34587）。積み立てた時期によって運用期間が違うため、この計算は使えません。

あわせて覚えたいポイント

- 年金終価係数と減債基金係数は逆数の関係です（1 ÷ 17.29342 ≒ 0.05783）。

根拠と基準日

- **複利計算（年金終価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。年金終価係数 ＝ {(1 ＋ r)^n − 1} ÷ r。r＝0.02、n＝15 で 17.293416… ≒ 17.29342。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問 life-013 ライフ・遺族基礎年金

正答 A **遺族基礎年金を受けられる遺族は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」である。**

遺族基礎年金は、死亡した者によって生計を維持されていた配偶者（子と生計を同じくする者）または子に支給されます。

計算・判断の手順

1. 支給される遺族：死亡した者の配偶者または子（国民年金法 第37条）
2. 配偶者の要件：死亡当時、生計を維持され、かつ、要件に該当する子と生計を同じくすること（第37条の2第1項第1号）
3. 子の要件：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと（同項第2号）

選択肢ごとの説明

○ **A** 遺族基礎年金を受けられる遺族は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」である。
これが正解です。

× **B** 子のない配偶者も、死亡した者によって生計を維持されていれば、遺族基礎年金を受けられる。
配偶者が受けられるのは、要件に該当する子と生計を同じくしている場合です。子のない配偶者は受けられません。

× **C** 遺族基礎年金の対象となる子は、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子である。
子の年齢要件は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害等級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満）です。

× **D** 死亡した者によって生計を維持されていた父母も、遺族基礎年金を受けられる。
遺族基礎年金を受けられるのは、配偶者または子です。父母は対象ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、生計を維持されていた子とみなされます（第37条の2第2項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第37条（遺族基礎年金は、被保険者等が死亡した場合に、その者の配偶者又は子に支給する）
- 国民年金法 第37条の2（遺族の範囲（生計維持、子と生計を同じくする配偶者、18歳到達年度末まで又は20歳未満の障害の状態にあり婚姻していない子））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問 life-014 ライフ・障害基礎年金（1級の年金額）

正答 C　1,062,500円

障害等級1級の障害基礎年金の額は、2級の額の100分の125です。

計算・判断の手順

1. 1級の額：2級の額 × 125/100（国民年金法 第33条第2項）
2. 85万円 × 1.25 ＝ 106万2,500円

選択肢ごとの説明

× A　850,000円
2級の額のままです。1級は2級の額の1.25倍です。

× B　1,020,000円
2級の額の1.2倍で計算した誤りです。

○ C　1,062,500円
これが正解です。

× D　1,275,000円
2級の額の1.5倍で計算した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 実際の2級の額は、国民年金法 第33条第1項の額（780,900円に改定率を乗じて得た額）です。本問は計算のために仮の金額を用いています。

根拠と基準日

- 国民年金法 第33条（障害基礎年金の額。障害等級1級は、2級の額（第1項の額）の100分の125）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問 life-015 ライフ・付加年金

正答 A　24,000円

付加年金の額は、200円に付加保険料の納付済期間の月数を掛けた額です。

計算・判断の手順

1. 付加年金の額：200円 × 付加保険料に係る保険料納付済期間の月数（国民年金法 第44条）
2. 200円 × 120月 ＝ 24,000円

第15問（life-015）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　24,000円
これが正解です。

× **B**　48,000円
付加保険料の月額（400円）を掛けた誤りです。付加年金の額は200円 × 月数です。

× **C**　2,400円
納付月数（120月）ではなく、1年分の月数（12）を掛けた誤りです（200円 × 12）。

× **D**　4,800円
付加保険料の月額（400円）に12を掛けた額です。

あわせて覚えたいポイント

- 付加保険料は月額400円です（第87条の2第1項）。付加年金を2年受け取ると、納付した付加保険料と同じ額になります（400円 ÷ 200円 ＝ 2年）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第44条（付加年金の額は、200円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額）
- 国民年金法 第87条の2第1項（第1号被保険者は、申出により、400円の保険料（付加保険料）を納付する者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問　life-016　ライフ・雇用保険（基本手当の受給要件）

正答 D　**離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。**

基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上ある場合に支給されます。

計算・判断の手順

1. 原則：離職の日以前2年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して12か月以上（雇用保険法 第13条第1項）
2. 特定理由離職者・特定受給資格者：離職の日以前1年間に通算して6か月以上（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× **A**　離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。
算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間です。

× **B**　離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あれば足りる。
通算6か月以上で足りるのは、特定理由離職者・特定受給資格者の場合（離職の日以前1年間）です。

× **C**　被保険者期間の長さにかかわらず、失業していれば基本手当を受けられる。
基本手当を受けるには、被保険者期間の要件を満たす必要があります。

○ **D**　離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。
これが正解です。

第16問（life-016）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 疾病・負傷などで引き続き30日以上賃金の支払を受けられなかった期間がある場合は、算定対象期間が延長されます（最長4年間）（第13条第1項）。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第13条（基本手当は、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12箇月以上であったときに支給。特定理由離職者等は1年間に6箇月）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問　life-017　ライフ・後期高齢者医療制度

正答 B　**後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者が被保険者となる。**

後期高齢者医療の被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者と、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者です。

計算・判断の手順

1. 被保険者：後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者（高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第1号）
2. 65歳以上75歳未満で、政令で定める程度の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者（同条第2号）

選択肢ごとの説明

× A　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する70歳以上の者が被保険者となる。
年齢要件は75歳以上です（一定の障害の認定を受けた人は65歳以上）。

○ B　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者が被保険者となる。
これが正解です。

× C　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上の者は、全員が被保険者となる。
65歳以上75歳未満の人が被保険者となるのは、一定の障害の状態にある旨の認定を受けた場合に限られます。

× D　後期高齢者医療制度は、市町村ごとに独立して運営され、広域連合は関与しない。
後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合が行います（第50条）。

あわせて覚えたいポイント

- 介護保険の第1号被保険者（65歳以上）とは、年齢の要件が異なります。

根拠と基準日

- 高齢者の医療の確保に関する法律 第50条（後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者は、広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問 life-018 ライフ・介護保険の被保険者

正答 D **第2号被保険者が要介護者として保険給付を受けられるのは、要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じた場合である。**

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が要介護者となるのは、要介護状態の原因が特定疾病による場合です。

計算・判断の手順

1. 第1号被保険者：市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（介護保険法 第9条第1号）
2. 第2号被保険者：市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（同条第2号）
3. 40歳以上65歳未満の要介護者：要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病で政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの（第7条第3項第2号）

選択肢ごとの説明

× A 第1号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する60歳以上の者である。
第1号被保険者は65歳以上の者です。

× B 第2号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者で、医療保険に加入しているかどうかを問わない。
第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の「医療保険加入者」です。

× C 第2号被保険者は、要介護状態になった原因を問わず、保険給付を受けることができる。
第2号被保険者が要介護者となるのは、要介護状態が特定疾病によって生じた場合に限られます。

○ D 第2号被保険者が要介護者として保険給付を受けられるのは、要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じた場合である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 65歳以上の第1号被保険者は、要介護状態の原因を問わず、要介護者となり得ます（第7条第3項第1号）。

根拠と基準日

- 介護保険法 第9条（第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者））
- 介護保険法 第7条第3項（要介護者の定義。40歳以上65歳未満は、特定疾病によって生じた要介護状態に限る）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　life-019　ライフ・住宅ローンの繰上げ返済

正答 A　**一般に、期間短縮型のほうが、返済額軽減型より利息の軽減効果が大きい。**

期間短縮型は、繰上げ返済した元金にかかるはずだった利息を、より長い期間分減らせるため、一般に返済額軽減型より利息の軽減効果が大きくなります。

計算・判断の手順

1. 期間短縮型：毎回の返済額はほぼ変えずに、返済期間を短くする
2. 返済額軽減型：返済期間は変えずに、毎回の返済額を少なくする
3. 同じ金額を繰り上げ返済する場合、残りの借入れの返済が早く終わる期間短縮型のほうが、支払う利息の総額は少なくなる

選択肢ごとの説明

○ **A**　一般に、期間短縮型のほうが、返済額軽減型より利息の軽減効果が大きい。
これが正解です。

× **B**　一般に、返済額軽減型のほうが、期間短縮型より利息の軽減効果が大きい。
利息の軽減効果が大きいのは、一般に期間短縮型です。

× **C**　期間短縮型は、返済期間は変わらず、毎回の返済額が少なくなる。
これは返済額軽減型の説明です。

× **D**　返済額軽減型は、毎回の返済額は変わらず、返済期間が短くなる。
これは期間短縮型の説明です。

あわせて覚えたいポイント

- 繰上げ返済は、時期が早いほど、利息の軽減効果が大きくなります。
- 返済額軽減型は、毎回の返済の負担を軽くしたい場合に向いています。

根拠と基準日

- 返済方法の定義（繰上げ返済）（法令ではなく、元利均等返済の計算上の性質に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　life-020　ライフ・iDeCoの掛金と所得控除

正答 C　**支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。**

iDeCoの個人型年金加入者掛金は、小規模企業共済等掛金に当たり、支払った全額が小規模企業共済等掛金控除の対象です。

計算・判断の手順

1. 小規模企業共済等掛金：確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金を含む（所得税法 第75条第2項第2号）
2. 控除額：支払った金額（全額）（同条第1項）

第20問（life-020）の続き

選択肢ごとの説明

× A　支払った掛金のうち、4万円までが生命保険料控除の対象となる。
iDeCoの掛金は、生命保険料控除ではなく、小規模企業共済等掛金控除の対象です。

× B　支払った掛金の全額が、社会保険料控除の対象となる。
社会保険料控除ではなく、小規模企業共済等掛金控除の対象です。

○ C　支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
これが正解です。

× D　所得控除の対象とならない。
支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象になります。

あわせて覚えたいポイント

- 小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金や、企業型確定拠出年金の加入者掛金も、小規模企業共済等掛金控除の対象です（第75条第2項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第75条（小規模企業共済等掛金を支払った場合は、その支払った金額を控除。小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金を含む）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問　life-021　ライフ・6つの係数（現価係数）

正答 D　4,101,750円

将来の目標額から、今必要な元本を求めるときは、現価係数を使います。

計算・判断の手順

1. 使う係数：現価係数（将来の目標額 → 今必要な元本）
2. 必要な元本：500万円 × 0.82035 ＝ 4,101,750円

選択肢ごとの説明

× A　6,094,950円
終価係数を使った誤りです（500万円 × 1.21899）。終価係数は、今の元本の将来の元利合計を求める係数です。

× B　4,566,500円
減債基金係数を使って毎年の積立額を求め、10年分を合計した額です（500万円 × 0.09133 × 10）。一括で準備する額ではありません。

× C　5,000,000円
運用益を考えていない誤りです。

○ D　4,101,750円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 現価係数は終価係数の逆数です（1 ÷ 1.21899 ≒ 0.82035）。

第21問（life-021）の続き

根拠と基準日

- **複利計算（現価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。現価係数 ＝ 1 ÷ (1 ＋ r)^n。r＝0.02、n＝10 で 0.820348… ≒ 0.82035。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問　life-022　ライフ・健康保険の出産手当金

正答 B　**出産手当金は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給される。**

出産手当金は、出産の日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給されます。

計算・判断の手順

1. 支給期間：出産の日（出産予定日後の出産は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間（健康保険法 第102条第1項）
2. 1日あたりの額：傷病手当金の額の規定（第99条第2項）を準用（第102条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　出産手当金は、出産の日以前14日から出産の日後14日までの期間に支給される。
支給期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日までです。

○ B　出産手当金は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給される。
これが正解です。

× C　出産手当金の1日あたりの額は、標準報酬日額の全額である。
1日あたりの額は、傷病手当金と同じ計算（直近12か月の標準報酬月額の平均額の30分の1の3分の2）です。

× D　出産手当金は、被保険者の配偶者が出産した場合にも支給される。
出産手当金は、被保険者本人が出産して労務に服さなかった場合に支給されます。

あわせて覚えたいポイント

- 出産手当金の額の計算は、傷病手当金（life-006 参照）と同じです。

根拠と基準日

- **健康保険法 第102条**（出産手当金（出産の日以前42日〔多胎98日〕から出産の日後56日までの間で労務に服さなかった期間、額は第99条第2項を準用））
- **健康保険法 第99条第2項**（傷病手当金の額（標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問 life-023 ライフ・健康保険の埋葬料

正答 A **被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給される。**

被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者で埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給されます。

計算・判断の手順

1. 埋葬料：被保険者の死亡時に、その者により生計を維持していた者で埋葬を行うものに、政令で定める金額（健康保険法 第100条第1項）
2. 受けるべき者がいない場合：埋葬を行った者に、同項の金額の範囲内で埋葬に要した費用に相当する金額（同条第2項）

選択肢ごとの説明

○ **A** 被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給される。
これが正解です。

× **B** 埋葬料は、被保険者の相続人に、相続財産として支給される。
埋葬料は、生計を維持されていた者で埋葬を行うものに支給される健康保険の給付です。

× **C** 埋葬料は、被保険者が業務上の事由で死亡した場合に限り支給される。
業務上かどうかを問わず、被保険者の死亡で支給されます（業務上の死亡には労災保険の給付があります）。

× **D** 埋葬料を受けるべき者がいない場合は、何も支給されない。
受けるべき者がいない場合は、埋葬を行った者に、政令で定める金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額が支給されます。

あわせて覚えたいポイント

- 被扶養者が死亡したときは、被保険者に家族埋葬料が支給されます（健康保険法 第113条）。

根拠と基準日

- 健康保険法 第100条（埋葬料（生計を維持していた者で埋葬を行うものに、政令で定める金額）。受けるべき者がない場合は、埋葬を行った者に費用相当額）
- 健康保険法 第113条（家族埋葬料）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問 life-024 ライフ・国民年金の第3号被保険者

正答 C **第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のものである。**

第3号被保険者は、第2号被保険者（会社員・公務員など）の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の者です。

計算・判断の手順

1. 第3号被保険者：第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者など）で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のもの（国民年金法 第7条第1項第3号）

選択肢ごとの説明

× A　第3号被保険者は、自営業者の配偶者で、20歳以上60歳未満の者である。
自営業者（第1号被保険者）の配偶者は、第3号被保険者ではありません。

× B　第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者であれば、収入にかかわらず該当する。
主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者（被扶養配偶者）である必要があります。

○ C　第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のものである。
これが正解です。

× D　第3号被保険者は、60歳以上65歳未満の者も含まれる。
年齢要件は、20歳以上60歳未満です。

あわせて覚えたいポイント

- 第3号被保険者となる配偶者は、日本国内に住所を有する者のほか、留学など日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限られます（第7条第1項第3号）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第7条第1項第3号（第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満のもの））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問 life-025 ライフ・寡婦年金

正答 D **寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上ある夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻に支給される。**

寡婦年金は、第1号被保険者として10年以上の保険料納付済期間等がある夫が死亡した場合に、婚姻関係が10年以上継続し、生計を維持されていた65歳未満の妻に支給されます。

計算・判断の手順

1. 夫の要件：第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上（国民年金法 第49条第1項）
2. 妻の要件：夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻（同項）
3. 支給しない場合：老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したとき（同項ただし書）

選択肢ごとの説明

✕ A 寡婦年金は、夫が老齢基礎年金を受給していた場合でも、妻に支給される。
老齢基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、寡婦年金は支給されません。

✕ B 寡婦年金は、婚姻期間が1年以上あれば、妻に支給される。
婚姻関係の要件は10年以上です。

✕ C 寡婦年金は、子のある妻に限り支給される。
子の有無は要件ではありません（子のある配偶者が対象なのは遺族基礎年金です。life-013 参照）。

○ D 寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上ある夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻に支給される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 夫との婚姻関係には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます（第49条第1項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第49条（寡婦年金の支給要件（夫：第1号被保険者として納付済期間・免除期間10年以上、妻：生計維持、婚姻関係10年以上、65歳未満。夫が老齢・障害基礎年金を受けたことがある場合は不支給））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問 life-026 ライフ・死亡一時金

正答 A **死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数など（一部免除期間は所定の割合で算入）が36月以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給される。**

死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間などの月数が36月以上ある者が、年金を受けずに死亡した場合に、その遺族に支給されます。

計算・判断の手順

1. 要件：第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、4分の1免除期間の月数の4分の3、半額免除期間の月数の2分の1、4分の3免除期間の月数の4分の1を合算した月数が36月以上（国民年金法 第52条の2第1項）
2. 支給しない場合：老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したとき（同項ただし書）

選択肢ごとの説明

○ **A** 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数など（一部免除期間は所定の割合で算入）が36月以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給される。
これが正解です。

× **B** 死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間が1か月以上あれば支給される。
要件は、合算した月数が36月以上であることです。

× **C** 死亡一時金は、老齢基礎年金を受けたことがある者が死亡した場合にも支給される。
老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、支給されません。

× **D** 死亡一時金は、第2号被保険者としての被保険者期間だけを基に計算される。
第1号被保険者としての被保険者期間を基に判定します。

あわせて覚えたいポイント

- 全額免除期間の月数は、死亡一時金の要件の月数に算入されません（第52条の2第1項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第52条の2（死亡一時金の支給要件（第1号被保険者としての納付済期間等の合算月数36月以上、老齢・障害基礎年金を受けたことがある者を除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問 life-027 ライフ・労災保険の休業補償給付

正答 B **50,400円**

休業補償給付は、賃金を受けない日の第4日目から支給され、1日あたりの額は給付基礎日額の60%です。

計算・判断の手順

1. 支給される日数：10日－3日（待期期間）＝7日（労働者災害補償保険法 第14条第1項）
2. 1日あたりの額：12,000円 × 60% ＝ 7,200円
3. 休業補償給付：7,200円 × 7日 ＝ 50,400円

第27問（life-027）の続き

選択肢ごとの説明

× A　72,000円
休業した10日すべてについて支給されるとした誤りです（7,200円 × 10日）。第4日目から支給されます。

○ B　50,400円
これが正解です。

× C　56,000円
1日あたりの額を給付基礎日額の3分の2として計算した誤りです（8,000円 × 7日。3分の2は健康保険の傷病手当金の割合）。

× D　84,000円
1日あたりの額を給付基礎日額の全額として計算した誤りです（12,000円 × 7日）。

あわせて覚えたいポイント

- 所定労働時間の一部分だけ労働した日など（部分算定日）の休業補償給付の額は、別の方法で計算します（第14条第1項ただし書）。

根拠と基準日

- 労働者災害補償保険法 第14条第1項（休業補償給付は、賃金を受けない日の第4日目から支給し、1日につき給付基礎日額の100分の60）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問　life-028　ライフ・付加保険料と国民年金基金

正答 C　**国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。**

付加保険料を納付できる第1号被保険者から、国民年金基金の加入員は除かれています。

計算・判断の手順

1. 付加保険料を納付できる者：第1号被保険者（保険料の免除等を受けている者、国民年金基金の加入員を除く）が、厚生労働大臣に申し出た場合（国民年金法 第87条の2第1項）
2. 付加保険料の額：月額400円（同項）

選択肢ごとの説明

× A　付加保険料は、第2号被保険者も納付することができる。
付加保険料を納付できるのは、第1号被保険者です。

× B　付加保険料の額は、月額200円である。
付加保険料は月額400円です（200円は、付加年金の額の計算で掛ける金額。life-015 参照）。

○ C　国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。
これが正解です。

× D　付加保険料は、国民年金基金の加入員であっても、申し出れば納付することができる。
国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付する者となることができません。

あわせて覚えたいポイント

- 付加年金の額は、200円 × 付加保険料の納付済月数です（第44条）。

第28問（life-028）の続き

根拠と基準日

- 国民年金法 第87条の2第1項（第1号被保険者（免除等を受けている者、国民年金基金の加入員を除く）は、申出により400円の付加保険料を納付する者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　life-029　ライフ・老齢基礎年金の受給資格期間

正答 A　**保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たないため、老齢基礎年金は支給されない。**

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある者に支給されます。Lさんは合計9年で、10年に満たないため支給されません。

計算・判断の手順

1. 受給資格期間：保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上（国民年金法 第26条ただし書）
2. Lさん：6年 ＋ 3年 ＝ 9年 ＜ 10年 → 支給されない

選択肢ごとの説明

○ **A**　保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たないため、老齢基礎年金は支給されない。
これが正解です。

× **B**　保険料納付済期間が5年以上あるため、老齢基礎年金が支給される。
受給資格期間は、合算して10年以上です。5年では満たしません。

× **C**　保険料免除期間は受給資格期間に算入されないが、保険料納付済期間だけで要件を満たすため、老齢基礎年金が支給される。
保険料免除期間も受給資格期間に算入されます。また、納付済期間6年だけでは10年に満たしません。

× **D**　保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が9年あり、受給資格期間（25年）に満たないため、支給されない。
現在の受給資格期間は10年です（25年ではありません）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険料の追納（life-010 参照）をして納付済期間を増やしても、受給資格期間の合計は変わりません（免除期間が納付済期間に変わるため）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第26条（老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは支給しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問 life-030 ライフ・キャッシュフロー表（将来の生活費）

正答 B　331万円

キャッシュフロー表の将来の金額は、「現在の金額 ×（1 ＋ 変動率）^経過年数」で求めます。

計算・判断の手順

1. 5年後の基本生活費：300万円 × 1.02^5 ＝ 331.22…万円 ≒ 331万円

選択肢ごとの説明

× **A**　330万円
単利で計算した誤りです（300万円 × (1 ＋ 0.02 × 5) ＝ 330万円）。

○ **B**　331万円
これが正解です。

× **C**　306万円
1年後の金額です（300万円 × 1.02）。

× **D**　366万円
10年後の金額です（300万円 × 1.02^10 ≒ 366万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 変動率は、生活費や教育費など項目ごとに設定します。収入の変動率（昇給率）とは別に考えます。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（キャッシュフロー表）（法令ではなく、複利による将来値の計算に基づくものです。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問 life-031 ライフ・厚生年金保険の被保険者（年齢）

正答 B　70歳未満

適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者です（厚生年金保険法 第9条）。

計算・判断の手順

1. 厚生年金保険法 第9条：適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする

選択肢ごとの説明

× **A**　65歳未満
65歳は老齢厚生年金の受給開始の原則の年齢です。被保険者の年齢要件は70歳未満です。

○ **B**　70歳未満
これが正解です。

× **C**　75歳未満
75歳は後期高齢者医療制度の被保険者となる年齢（医療保険）です。

× **D**　年齢の要件はない
70歳未満という年齢の要件があります。

第31問（life-031）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者でもあります。第2号被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は life-024 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第9条（適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問　life-032　ライフ・遺族厚生年金の額

正答 D　90万円

遺族厚生年金の額は、死亡した人の被保険者期間を基礎として老齢厚生年金の報酬比例部分の例で計算した額の4分の3です（厚生年金保険法 第60条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 遺族厚生年金の額：120万円 × 3/4 ＝ 90万円

選択肢ごとの説明

× A　120万円
計算した額の全額ではなく、4分の3です。

× B　60万円
2分の1で計算した誤りです。

× C　80万円
3分の2で計算した誤りです。

○ D　90万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 遺族厚生年金の受給権者が65歳以上で自分の老齢厚生年金を受けられる場合などは、別の計算方法や支給の調整があります。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第60条第1項第1号（死亡した被保険者等の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問 life-033 ライフ・雇用保険の育児休業給付金

正答 A **201,000円**

育児休業給付金は、休業開始時賃金日額 × 支給日数の50%ですが、育児休業の開始から休業日数が通算180日に達するまでは67%です（雇用保険法 第61条の7第6項）。

計算・判断の手順

1. 育児休業給付金：10,000円 × 30日 × 67% ＝ 201,000円

選択肢ごとの説明

○ **A** 201,000円
これが正解です。

× **B** 150,000円
50%で計算した誤りです。50%になるのは、休業日数が通算180日を超えた後です。

× **C** 200,000円
3分の2（健康保険の傷病手当金・出産手当金の割合）で計算した誤りです。

× **D** 300,000円
休業開始時賃金日額 × 支給日数の全額で計算した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 休業日数が通算180日を超えた後の支給単位期間は50%になります（例：同じ条件なら 10,000円 × 30日 × 50% ＝ 150,000円）。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第61条の7第6項（休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の五十（休業日数が通算して百八十日に達するまでの間は百分の六十七））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問 life-034 ライフ・健康保険の保険料の負担

正答 C **被保険者と事業主が、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は全額を負担する。**

健康保険の保険料は、被保険者と事業主が2分の1ずつ負担します。任意継続被保険者は、全額を自分で負担します（健康保険法 第161条第1項）。

計算・判断の手順

1. 一般の被保険者：被保険者・事業主が各2分の1を負担。事業主が、自己負担分と被保険者負担分をまとめて納付（第161条第2項）
2. 任意継続被保険者：全額を自己負担し、自分で納付（第161条第1項ただし書・第3項）

第34問（life-034）の続き

選択肢ごとの説明

× A　被保険者が保険料の全額を負担する。
一般の被保険者は、事業主と2分の1ずつ負担します。

× B　被保険者を使用する事業主が保険料の全額を負担する。
事業主の負担は2分の1です。

○ C　被保険者と事業主が、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は全額を負担する。
これが正解です。

× D　任意継続被保険者も、退職前の事業主と保険料を2分の1ずつ負担する。
任意継続被保険者は、事業主の負担がなく、全額を自分で負担します。

あわせて覚えたいポイント

- 任意継続被保険者の要件（資格喪失日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間など）は、life-005 を参照してください。

根拠と基準日

- 健康保険法 第161条（被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　life-035　ライフ・国民年金の学生納付特例

正答 D　**学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない。**

学生納付特例は、申請により保険料の納付を要しないものとする制度です。その期間は受給資格期間に算入されますが、追納しない限り、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

計算・判断の手順

1. 申請があったとき、所得の要件などを満たせば、保険料の納付を要しないものとされ、その期間は保険料全額免除期間に算入されます（国民年金法 第90条の3第1項）。
2. 老齢基礎年金の年金額の計算では、保険料全額免除期間のうち、第90条の3第1項（学生納付特例）による期間は除かれます（第27条第8号）。

第35問（life-035）の続き

選択肢ごとの説明

× A　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の年金額に2分の1が反映される。
年金額に2分の1が反映されるのは、全額免除の期間（国庫負担分）です。学生納付特例の期間は反映されません。

× B　学生であれば、申請をしなくても自動的に適用される。
申請が必要です（第90条の3第1項）。

× C　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間にも算入されない。
受給資格期間には算入されます。

○ D　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 学生納付特例の期間の保険料は、10年以内であれば追納でき、追納すると年金額に反映されます。追納は life-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第90条の3第1項（学生等である被保険者等から申請があったとき、保険料を納付することを要しないものとし、保険料全額免除期間に算入することができる）
- 国民年金法 第27条第8号（年金額の計算で、保険料全額免除期間から第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問　life-036　ライフ・労災保険の通勤災害

正答 A　**通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復などの移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。**

通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との往復などの移動を、合理的な経路及び方法で行うことをいい、業務の性質を有するものは除きます（労働者災害補償保険法 第7条第2項）。

計算・判断の手順

1. 保険給付の種類：業務災害、複数業務要因災害、通勤災害に関する保険給付など（第7条第1項）
2. 通勤の移動：住居と就業の場所との間の往復、就業の場所から他の就業の場所への移動など（第7条第2項）
3. 逸脱・中断の間とその後の移動は通勤としない。ただし、日常生活上必要な行為で厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものは、逸脱・中断の間を除き通勤とする（第7条第3項）

第36問（life-036）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復などの移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。
これが正解です。

× **B**　通勤途中の災害は、業務災害として扱われる。
通勤災害は、業務災害とは別の区分の保険給付です（第7条第1項第3号）。

× **C**　移動の経路を逸脱した場合でも、その逸脱の間に生じた災害は、常に通勤災害となる。
逸脱・中断の間は通勤とされません（第7条第3項）。

× **D**　通勤による負傷は、労災保険の保険給付の対象とならない。
通勤災害も、労災保険の保険給付の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 業務災害の休業補償給付は life-027 を参照してください。通勤災害の場合は「休業給付」という名称になります。

根拠と基準日

- 労働者災害補償保険法 第7条（通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復等の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。逸脱・中断の間及びその後の移動は通勤としない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問　life-037　ライフ・健康保険の一部負担金（70歳以上）

正答 B　**2万円**

健康保険の一部負担金の割合は、70歳に達する日の属する月以前は3割、その翌月以後は原則2割（現役並み所得者は3割）です（健康保険法 第74条第1項）。

計算・判断の手順

1. Kさんは72歳で、現役並み所得者ではない → 2割
2. 一部負担金：10万円 × 20% ＝ 2万円

選択肢ごとの説明

× **A**　3万円
70歳未満の割合（3割）、または現役並み所得者の割合です。

○ **B**　2万円
これが正解です。

× **C**　1万円
後期高齢者医療制度の一般所得者などの割合（1割）と混同した誤りです。72歳のKさんは健康保険の被保険者です。

× **D**　0円
一部負担金はかかります。

第37問（life-037）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 75歳になると、健康保険ではなく後期高齢者医療制度の被保険者になります（life-017）。

根拠と基準日

- 健康保険法 第74条第1項（七十歳に達する日の属する月以前は百分の三十、その翌月以後は百分の二十（政令で定める報酬の額以上の者は百分の三十））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問　life-038　ライフ・確定拠出年金の老齢給付金（受給開始の要件）

正答 C　10年以上

確定拠出年金の老齢給付金は、60歳以上61歳未満の者は通算加入者等期間が10年以上ある場合に請求できます（確定拠出年金法 第33条第1項）。

計算・判断の手順

1. 60歳以上61歳未満：10年以上
2. 期間が短い場合は、受給開始の年齢が遅くなります（例：61歳以上62歳未満は8年以上、62歳以上63歳未満は6年以上）。

選択肢ごとの説明

× A　5年以上
5年は、60歳以上75歳未満で企業型年金加入者であった者が、通算加入者等期間を有しない場合に請求できるまでの期間です。

× B　8年以上
8年以上は、61歳以上62歳未満の者の要件です。

○ C　10年以上
これが正解です。

× D　20年以上
20年以上という要件はありません。

あわせて覚えたいポイント

- 通算加入者等期間が短い人ほど、請求できる年齢が遅くなります。掛金の所得控除は life-020 を参照してください。

根拠と基準日

- 確定拠出年金法 第33条第1項（六十歳以上六十一歳未満の者 十年、六十一歳以上六十二歳未満の者 八年、六十二歳以上六十三歳未満の者 六年…）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問 life-039 ライフ・可処分所得

正答 D　610万円

可処分所得は、年収から所得税・住民税と社会保険料を差し引いた額です。生命保険料などの民間の保険料は差し引きません。

計算・判断の手順

1. 可処分所得：800万円 − 70万円 − 120万円 ＝ 610万円

選択肢ごとの説明

× A　580万円
生命保険料（30万円）まで差し引いた誤りです。生命保険料は、可処分所得から支払う支出です。

× B　730万円
所得税・住民税だけを差し引いた誤りです。社会保険料も差し引きます。

× C　680万円
社会保険料だけを差し引いた誤りです。所得税・住民税も差し引きます。

○ D　610万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- キャッシュフロー表では、収入欄に可処分所得を記入するのが一般的です。キャッシュフロー表の将来の生活費の計算は life-030 を参照してください。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（可処分所得）（法令ではなく、可処分所得（年収 − 所得税・住民税 − 社会保険料）の一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問 life-040 ライフ・雇用保険の基本手当の所定給付日数

正答 A　150日

特定受給資格者などに該当しない受給資格者の所定給付日数は、算定基礎期間が20年以上は150日、10年以上20年未満は120日、10年未満は90日です（雇用保険法 第22条第1項）。

計算・判断の手順

1. 算定基礎期間22年（20年以上） → 150日

第40問（life-040）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　150日
これが正解です。

× **B**　120日
算定基礎期間10年以上20年未満の日数です。

× **C**　90日
算定基礎期間10年未満の日数です。

× **D**　360日
就職が困難な者（基準日に45歳以上65歳未満、算定基礎期間1年以上）の日数です（第22条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 倒産・解雇などによる離職者（特定受給資格者）は、年齢と算定基礎期間に応じて、より長い所定給付日数になる場合があります。基本手当の受給要件は life-016 を参照してください。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第22条第1項・第2項（算定基礎期間が二十年以上 百五十日、十年以上二十年未満 百二十日、十年未満 九十日。就職が困難な者で四十五歳以上六十五歳未満は三百六十日）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問　life-041　ライフ・雇用保険の適用除外（所定労働時間）

正答 A　**1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。**

1週間の所定労働時間が20時間未満である者には、原則として雇用保険法が適用されません（雇用保険法 第6条第1号）。

計算・判断の手順

1. 適用除外の例（第6条）：1週間の所定労働時間が20時間未満の者（第1号）、同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（第2号）など

選択肢ごとの説明

○ **A**　1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。
これが正解です。

× **B**　1週間の所定労働時間が30時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。
基準は20時間未満です。

× **C**　パートタイム労働者は、所定労働時間にかかわらず、雇用保険が適用されない。
パートタイム労働者でも、所定労働時間などの要件を満たせば被保険者になります。

× **D**　65歳以上の者は、雇用保険の被保険者になることはない。
65歳以上の被保険者は、高年齢被保険者として扱われます。

あわせて覚えたいポイント

- 基本手当の受給要件は life-016、所定給付日数は life-040 を参照してください。

第41問（life-041）の続き

根拠と基準日

- 雇用保険法 第6条第1号・第2号（一週間の所定労働時間が二十時間未満である者、同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者などには、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問　life-042　ライフ・老齢厚生年金の加給年金額

正答 B　**年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者などがいる場合に加算される。**

加給年金額は、被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者が、権利を取得した当時に生計を維持していた65歳未満の配偶者や子（18歳到達年度末までの子など）がいる場合に加算されます（厚生年金保険法 第44条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：被保険者期間の月数が240以上（20年以上）
2. 対象：生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子、20歳未満で障害等級1級・2級の子

選択肢ごとの説明

× A　年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が120以上あれば、加算される。
月数の要件は240以上です。

○ B　年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者などがいる場合に加算される。
これが正解です。

× C　配偶者の年齢にかかわらず、生計を維持している配偶者がいれば加算される。
配偶者は65歳未満であることが要件です。

× D　子については、年齢にかかわらず、生計を維持していれば加算の対象となる。
子は、18歳到達年度の末日までの子（又は20歳未満で障害等級1級・2級の子）に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 遺族厚生年金の額は life-032 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第44条第1項（被保険者期間の月数が二百四十以上である老齢厚生年金の額は、生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子等）があるときは、加給年金額を加算した額とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問 life-043 ライフ・厚生年金保険の標準賞与額

正答 D　1,500,000円

標準賞与額は、賞与額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、厚生年金保険では、1か月あたり150万円が上限です（厚生年金保険法 第24条の4第1項）。

計算・判断の手順

1. 1,000円未満の切捨て：1,803,500円 → 1,803,000円
2. 上限150万円を超えるため、標準賞与額は1,500,000円

選択肢ごとの説明

× A　1,803,500円
1,000円未満を切り捨てておらず、上限も考慮していません。

× B　1,803,000円
1,000円未満を切り捨てた額ですが、上限（150万円）を考慮していません。

× C　1,800,000円
1万円未満を切り捨てた誤りです。また、上限も考慮していません。

○ D　1,500,000円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 健康保険の標準賞与額は、年度（4月1日～翌年3月31日）の累計額573万円が上限です（健康保険法 第45条第1項）。厚生年金保険の保険料率は life-050 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第24条の4第1項（賞与額に千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて標準賞与額を決定する。百五十万円を超えるときは、百五十万円とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問 life-044 ライフ・健康保険の保険者

正答 C　全国健康保険協会及び健康保険組合

健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く）の保険者は、全国健康保険協会と健康保険組合です（健康保険法 第4条）。

計算・判断の手順

1. 全国健康保険協会：主に中小企業の従業員などが加入（協会けんぽ）
2. 健康保険組合：主に大企業などが設立し、その従業員などが加入

第44問（life-044）の続き

選択肢ごとの説明

× A　国（厚生労働省）だけ
国は保険者ではありません。

× B　市町村
市町村（と都道府県）は、国民健康保険の保険者です。

○ C　全国健康保険協会及び健康保険組合
これが正解です。

× D　日本年金機構
日本年金機構は、公的年金の事務を行う法人です。健康保険の保険者ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 健康保険の保険料の負担は life-034 を参照してください。

根拠と基準日

- 健康保険法 第4条（健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　life-045　ライフ・国民年金の任意加入被保険者

正答 A　**日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。**

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者などは、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の任意加入被保険者になれます（国民年金法 附則第5条第1項）。

計算・判断の手順

1. 任意加入できる者（附則第5条第1項）：①国内に住所がある20歳以上60歳未満で厚生年金保険法の老齢給付等を受けられる者　②国内に住所がある60歳以上65歳未満の者　③日本国籍を有し国内に住所がない20歳以上65歳未満の者 など
2. 申出が必要で、原則として口座振替で保険料を納付します（附則第5条第2項）。

選択肢ごとの説明

○ A　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。
これが正解です。

× B　60歳以上の者は、国民年金に加入することは一切できない。
60歳以上65歳未満の者は、申出により任意加入できます。

× C　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、申出をしなくても当然に国民年金の被保険者となる。
任意加入は、申出によるものです。

× D　日本国籍を有していても、日本国内に住所を有しない者は、国民年金に任意加入することはできない。
日本国籍を有し、国内に住所がない20歳以上65歳未満の者も任意加入できます（附則第5条第1項第3号）。

第45問（life-045）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 任意加入により保険料納付済期間を増やすと、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。受給資格期間は life-029 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 附則第5条第1項（日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者、日本国籍を有する者等で日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のものなどは、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　life-046　ライフ・国民年金保険料の納付期限

正答 D　翌月末日

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません（国民年金法 第91条）。

計算・判断の手順

1. 国民年金法 第91条：毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない

選択肢ごとの説明

× A　その月の末日
その月の末日ではなく、翌月末日です。

× B　翌々月の末日
翌々月末日ではなく、翌月末日です。

× C　翌年の3月31日
年単位の期限ではありません。

○ D　翌月末日
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 納付期限を過ぎた保険料も、一定期間内であれば納付できますが、期間を過ぎると時効により納付できなくなります。免除を受けた期間の保険料の追納は life-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第91条（毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問 life-047 ライフ・障害基礎年金の保険料納付要件

正答 B　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

障害基礎年金は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、その期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが原則の要件です（国民年金法 第30条第1項ただし書）。

計算・判断の手順

1. 保険料納付要件：前々月までの被保険者期間のうち、納付済期間＋免除期間 ≧ 3分の2（3分の2に満たないときは支給しない）
2. 障害認定日：初診日から起算して1年6月を経過した日（その前に治った場合は治った日）

選択肢ごとの説明

× A　初診日の前日において、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の2分の1以上あること
基準は3分の2以上です。

○ B　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
これが正解です。

× C　初診日に関係なく、受給資格期間（10年）を満たしていること
老齢基礎年金の受給資格期間（10年）は、障害基礎年金の要件ではありません。

× D　初診日から3年を経過した日において、障害等級に該当すること
障害認定日は、原則として初診日から1年6月を経過した日です。

あわせて覚えたいポイント

- 障害基礎年金の年金額（1級）は life-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第30条第1項（初診日から起算して一年六月を経過した日（障害認定日）に障害等級に該当するとき支給。初診日の前日において、前々月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が三分の二に満たないときは、この限りでない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問 life-048 ライフ・遺族の必要保障額

正答 C　3,000万円

必要保障額は、遺族の支出見込みの合計から、収入見込み（遺族年金、死亡退職金、預貯金、配偶者の収入など）の合計を差し引いた額です。

計算・判断の手順

1. 収入見込みの合計：4,500万円 ＋ 1,500万円 ＋ 1,000万円 ＋ 2,000万円 ＝ 9,000万円
2. 必要保障額：1億2,000万円 − 9,000万円 ＝ 3,000万円

選択肢ごとの説明

× A　1億2,000万円
支出見込みのまま、収入見込みを差し引いていません。

× B　5,000万円
配偶者の収入（2,000万円）を差し引いていない誤りです。

○ C　3,000万円
これが正解です。

× D　2,000万円
預貯金（1,000万円）を二重に差し引いた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 必要保障額は、子の成長や住宅ローンの返済などで変わるため、定期的に見直すことが大切です。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（必要保障額）（法令ではなく、必要保障額（遺族の支出見込み − 収入見込み）の一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問 life-049 ライフ・雇用保険の基本手当の受給期間

正答 B　離職の日の翌日から起算して1年

基本手当は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年（受給期間）の間の失業している日について、所定給付日数分を限度に支給されます（雇用保険法 第20条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 受給期間：原則として、離職の日（基準日）の翌日から起算して1年
2. 就職が困難な者（所定給付日数360日）などは、1年に一定の日数を加えた期間（第20条第1項第2号・第3号）

第49問（life-049）の続き

選択肢ごとの説明

× A　離職の日から起算して6か月
6か月ではなく1年です。

○ B　離職の日の翌日から起算して1年
これが正解です。

× C　離職の日の翌日から起算して2年
原則は1年です。

× D　期限はなく、所定給付日数分を受け終わるまで
受給期間を過ぎると、所定給付日数が残っていても支給されません。

あわせて覚えたいポイント

- 病気・出産などで働けない期間がある場合は、申出により受給期間を延長できる制度があります（延長後の期間は最長4年）。所定給付日数は life-040 を参照してください。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第20条第1項（当該基本手当の受給資格に係る離職の日（基準日）の翌日から起算して一年の期間内の失業している日について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問　life-050　ライフ・厚生年金保険の保険料

正答 D　27,450円

厚生年金保険料は、標準報酬月額に保険料率（1,000分の183）を掛けた額で、被保険者と事業主が半額ずつ負担します（厚生年金保険法 第81条・第82条第1項）。

計算・判断の手順

1. 保険料：30万円 × 183/1,000 ＝ 54,900円
2. 被保険者の負担：54,900円 × 1/2 ＝ 27,450円

選択肢ごとの説明

× A　54,900円
保険料の全額です。被保険者と事業主が半額ずつ負担します。

× B　27,000円
保険料率を9%として計算した誤りです（被保険者負担の率は 18.3% の半分の9.15%）。

× C　13,725円
保険料の4分の1で計算した誤りです。

○ D　27,450円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月以後、1,000分の183で固定されています（第81条）。健康保険の保険料の負担は life-034 を参照してください。

第50問（life-050）の続き

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第81条（保険料率は、平成二十九年九月以後の月分 千分の百八十三・〇〇）
- 厚生年金保険法 第82条第1項（被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）